

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月25日
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 齊藤 惇
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	常務執行役 山澤 光太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 多賀谷 彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

当社の子会社である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」といいます。）と、関連会社である株式会社日本国債清算機関（以下「JGBCC」といいます。）は、平成25年6月25日開催の両社取締役会において、JSCC及びJGBCCの株主総会における承認が得られること等を前提に、JSCCを株式交換完全親会社、JGBCCを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、当該契約に基づき株式交換をすること（以下「本株式交換」といいます。）、並びにJSCCを吸収合併存続会社、JGBCCを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結し、当該契約に基づき吸収合併をすること（以下「本合併」といいます。）について決議の上、株式交換契約及び合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第19条第2項第14号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ 当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	株式会社日本証券クリアリング機構
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町2番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 深山 浩永

ロ 当該株式交換の相手会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社日本国債清算機関
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町2番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 園部 真
資本金	2,474百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	5,274百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	139,794百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	・金融商品債務引受業 ・上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
営業収益（百万円）	1,426	1,427	1,439
営業利益（百万円）	367	219	200
経常利益（百万円）	364	220	203
当期純利益（百万円）	125	124	122

（注）売上高に相当する項目として営業収益を記載しております。

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年3月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
(株)日本証券クリアリング機構	35.6%
アール・ピー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(証券)	2.3%
上田八木短資(株)	2.3%
(株)岡三証券グループ	2.3%
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ	2.3%

(4) 当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：JSCCはJGBCが発行する普通株式の35.6%を保有しております。

人的関係：JSCCからJGBCへの出向者は4名、JGBCからJSCCへの出向者は1名、両社兼務社員は1名となっております。(平成25年3月31日現在)

取引関係：JSCCはJGBCと「事務委託契約」を締結し、清算参加者に係る諸手続きを受託しております。

八 当該株式交換の目的

JSCC及びJGBCは、JGBCの開業準備段階から業務面において提携するなど、清算機関としての業務の効率化と参加者利便の確保を進めてまいりましたが、先般の金融危機を踏まえ、「清算態勢の強化」が我が国金融・資本市場においても重要な課題として強く認識されるようになる中、その一環として、平成22年9月にJSCCがJGBCに対し出資(17.5億円、35.6%)を行うとともに人材交流を進めるなど、更なる連携強化を図ってまいりました。

昨今の国際的な規制環境を踏まえ清算機関の重要性がますます高まっている中、JSCC及びJGBCは、業務面・システム面での効率化を含む一層の清算態勢の強化による市場の利便性、効率性及び安全性の向上を図ることが、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に資するとの認識のもと、両社の合併を行うこととし、本株式交換は、本合併の目的を達成するための一環として、JSCCを株式交換完全親会社、JGBCを株式交換完全子会社として実施するものであります。

二 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 株式交換の方法

JSCCを完全親会社、JGBCを完全子会社とする株式交換とします。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	JSCC	JGBC
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.11704
本株式交換により交付する株式数	D種類株式：6,775株(予定)	

(注1) JSCCにおけるD種類株式の発行

JSCCは、本株式交換に先立ち、定款を一部改正し、D種類株式を発行できることとします。

(注2) 本株式交換の割当比率及び交付する株式数

JSCCは本株式交換に際し、D種類株式6,775株(予定)を新規発行し、本株式交換が効力を発生する直前時のJGBCの株主名簿に記載又は記録されたJGBCの株主(ただし、JSCCを除く。)に対して、その所有するJGBCの株式の合計数に0.11704を乗じた数のJSCCのD種類株式を交付することとします。

(3) 今後の日程

株式交換承認取締役会決議日 (両社) 平成25年 6月25日
株式交換契約締結日 (両社) 平成25年 6月25日
臨時株主総会開催日 (両社) 平成25年 7月24日(予定)
効力発生日 (両社) 平成25年 9月30日(予定)

(4) その他の株式交換契約の内容

平成25年 6月25日に締結した株式交換契約の内容は以下の通りです。

株式交換契約書

株式会社日本証券クリアリング機構(以下「甲」という。)及び株式会社日本国債清算機関(以下「乙」という。)は、次のとおり、株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(株式交換)

第1条 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、会社法第767条に定める株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

2 本株式交換の当事会社の商号及び住所は次のとおりである。

甲 株式交換完全親会社

商号 株式会社日本証券クリアリング機構

住所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

乙 株式交換完全子会社

商号 株式会社日本国債清算機関

住所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

(株式交換の効力発生日)

第2条 本株式交換の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、平成25年 9月30日とする。ただし、本株式交換の効力発生は、次の各号に定める事項を条件とする。

(1) 第6条に定める甲の株主総会において、第3条に定める定款の変更の承認が得られること。

(2) 甲のD種類株主総会において、本株式交換の承認が得られること。

2 前項の規定にかかわらず、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、効力発生日を書面による合意に基づき変更することができる。

(定款の変更)

第3条 甲は、効力発生日までの間に、次に掲げる事項に係る内容の定款変更を行うものとする。

(1) D種類株式に係る規定の新設

(2) A種類株式へのD種類株式を対価とする取得請求権の付与に係る規定の新設

(3) 発行可能株式総数に係る規定の変更

(株式交換に際して交付する金銭等及びその割当て)

第4条 甲は、本株式交換に際し、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(ただし、甲を除く。)に対して、その所有する乙の株式の合計数に0.11704を乗じた数の甲のD種類株式を交付する。

2 乙の株主に割り当てる甲のD種類株式の数に1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める手續により処理するものとする。

(増加すべき資本金及び資本準備金の額)

第5条 甲が本株式交換に際し、増加すべき資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条第2項の定める額の範囲内で甲が決定する額とする。

(株式交換承認總會)

第 6 条 甲及び乙は、平成25年 7 月24日を開催日として、それぞれ株主總會を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により変更の必要が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、あらかじめ甲及び乙で協議して合意の上、これを行う。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第 8 条 本契約締結の日から効力発生日までの間において、第 2 条第 1 項各号に定める条件が成就しなかった場合、第 6 条に定める本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主總會の決議が得られなかった場合、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象(本株式交換の実行について必要な法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可が得られなかった場合を含むが、これに限らない。)が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

- 2 前項により本契約の変更又は解除がなされた場合、甲及び乙は互いに損害賠償の請求をしない。ただし、甲又は乙の故意又は重過失に起因する場合を除く。

(協議事項)

第 9 条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを定める。

(適用法及び管轄)

第10条 本契約に関する解釈及び紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成25年 6 月25日

甲 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 深山 浩永 印

乙 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社日本国債清算機関
代表取締役社長 園部 真 印

ホ 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

J S C C における D 種類株式及び J G B C C 株式の価値については、両社が非上場会社であることからそれぞれの 1 株当たり純資産額を基に算出し、両社にて協議の上、上記のとおり株式交換比率を決定しております。

具体的には、J S C C における D 種類株式の価値を 1 株当たり 500,000 円 (株式交換効力発生日時点の 1 株当たり純資産額を基に算出)、J G B C C の株式の価値を 1 株当たり 58,522 円 (平成25年 3 月期末の 1 株当たり純資産額を基に算出) とし、後者を前者で除して得た値を株式交換比率としております。

なお、株式の価値については、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者機関から評価を得ております。

へ 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社日本証券クリアリング機構
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町2番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 深山 浩永
資本金	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	・金融商品債務引受業 ・上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務

以上